

**(仮称) 花と緑の協働ネットワーク構築支援業務委託
公募型プロポーザル 募集要項**

1. 適用

本要項は、(仮称) 花と緑の協働ネットワーク構築支援業務(以下、本業務という。)を委託する事業者を公募型プロポーザルにより特定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務委託件名

(仮称) 花と緑の協働ネットワーク構築支援業務委託

(2) 業務内容

別紙1「(仮称) 花と緑の協働ネットワーク構築支援業務委託 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約を締結した日から令和6年3月29日(金)まで

(4) 業務委託料上限額

4,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

※この金額を超えて見積書を提出した者は失格とする。

3. スケジュール

令和5年12月6日(水)	公募開始(募集要項等ホームページへの掲載)
12月6日(水)	質問の受付開始
12月13日(水)	質問書提出期限
12月15日(金)まで	質問への回答
12月20日(水)	参加表明書等提出期限
12月22日(金)まで	参加資格審査結果通知
12月26日(火)	提案書等提出期限
令和6年1月9日(火) 予定	ヒアリング及び審査委員会
1月中旬～下旬	審査結果通知、契約締結

4. 参加資格要件

本業務における公募型プロポーザルへの参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

単独の法人として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体として参加する場合においても、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできない。

参加表明書等の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は原則として認めない。

(1) 本プロポーザル実施年度において、「仙台市競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。または、次の①から③の要件をすべて満たすこと。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

② 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる要件

に該当する者でないこと。

- ③ 仙台市税（又は現在の事業所所在地の市町村税）を滞納していないこと。
- (2) 「有資格者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立中、または更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立中、または再生手続中でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立中、または破産手続中でないこと。
- (6) 単独の法人または共同企業体の代表者は、仙台市内に本店、支店、営業所等を有すること。

5. 提案の手続き等に関する事項

(1) 質問及び回答

① 質問方法

質問項目等を質問票（様式第1号）に記載して、本要項10に示す担当部署あて電子メールにて提出すること。その際は、電話により質問票を提出する旨連絡すること。

② 質問期間

令和5年12月6日（水）から令和5年12月13日（水）の17時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

③ 回答方法

令和5年12月15日（金）までに電子メールにより回答するとともに、仙台市ホームページに掲載する。

(2) 参加表明書等の提出

参加を表明する者は、以下のとおり「参加表明書」及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

① 提出期限

令和5年12月20日（水）17時まで

② 提出方法

持参により本要項10に示す担当部署あて提出すること。受付時間は土日祝日を除く9時から17時の間とする。なお、提出の際は電話により参加表明書等を提出する旨を事前に連絡すること。

③ 提出書類

(ア)参加表明書（様式第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

(イ)共同企業体結成提出書（様式第3号）・・・・・・・・・・・・・・・・1部

共同企業体による参加の場合に提出すること。

(ウ)企業等概要（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

共同企業体の場合は、全構成員についてそれぞれ提出すること。

(エ)現在の事業所所在地における市町村税の滞納がないことの証明書・・・1部

「仙台市競争入札参加資格者名簿」に登録がない場合に提出すること。

④ 留意事項

様式については、参加表明書等提出時点において記載すること。

⑤ 参加資格の確認

発注者において、提出されたすべての参加表明書等について、参加資格等を満たしているかを審査する。

⑥ 参加資格の決定及び通知

参加表明書等を提出したすべての者に対して、参加資格の審査結果を令和5年12月22日（金）までに電子メールで通知する。

(3) 業務説明会

本業務の公募型プロポーザルに伴う説明会は実施しない。

(4) 資料の貸与

希望者には参考として次の資料を貸与する。

- ・ 第40回全国都市緑化仙台フェア たねダンゴ花壇づくり講習会 運営マニュアル
- ・ " たねダンゴ花壇づくり 運営マニュアル

① 貸与期間

貸出期間：令和5年12月 6日（水）から令和5年12月25日（月）17時まで
※令和5年12月21日（木）から令和5年12月25日（月）17時までは、参加表明書等を提出した者のみに貸与する。

返 却：令和5年12月26日（火）17時まで

② 貸与方法

希望者は本要項10に示す担当部署あてに電話により貸与を希望する旨を連絡のうえ、来庁すること。受付時間は土日祝日を除く9時から17時の間とする。

(5) 提案書等の提出

参加資格審査結果通知により参加資格を有するとされた者は、以下のとおり「提案書」及びその他の必要書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。

① 提出期限

令和5年12月26日（火）17時まで

② 提出方法

持参により本要項10に示す担当部署あて提出すること。受付時間は土日祝日を除く9時から17時の間とする。なお、提出の際は電話により提案書等を提出する旨を事前に連絡すること。

③ 提出書類

次のア～キを順に一冊にまとめて、原本1部、写し4部を提出すること。

(ア)提案書表紙（様式第4号）

(イ)業務実施体制書（様式第5号）

再委託先がある場合は、再委託する理由、業務分担を含め、併せて記載すること。

(ウ)管理責任者経歴書（様式第6号）

(エ)担当者経歴書（様式第7号）

管理責任者以外の配置を予定しているもの全員分について提出すること。

(オ)業務工程表（任意様式）

(カ)提案書（任意様式）

別紙1仕様書の「3. 業務の内容」に記載している下記A～Dの項目について、事業者として本事業を実施するうえでの基本的な考え方（方針、実施手順、課題等）を記載することとし、A4版片面8枚以内で作成すること。なお、提案書（8枚以内）とは別に補足資料を添付する場合はA4片面で数枚程度（任意様式）とする。文章を補完するためのイメージスケッチや写真等は使用してよい。

また、文字の大きさは10ポイント以上とすること。

- A) ネットワークで必要とする仕掛けやスキームの提案
- B) ネットワークへの参加勧奨に向けた広報計画の立案
- C) 試行的な取組み
- D) WEBサイト（協働・連携ポータルサイト）の機能の立案、構築

(キ)見積書（任意様式）

様式は任意とするが、業務内容に対応するよう内訳がわかるものとする。

注) 見積書の金額は、業務委託料上限額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に定める金額以内とすること。この金額を超えて見積書を提出した者は失格とする。

(6) プロポーザル参加者がいなかった場合の措置

プロポーザル参加者がいなかった場合には再度公募し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

6. 提案の審査

(1) 審査方法

審査及び受託候補者の特定は、「（仮称）花と緑の協働ネットワーク構築支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において行うものとする。なお、審査委員会は非公開とする。

① 書類審査及びヒアリングの実施

(ア)ヒアリングは令和6年 1月 9日（火）を予定しており、詳細については別途プロポーザル参加者に通知する。なお、ヒアリングの順番は、提案書等の受付順とする。

(イ)出席者は3名以内とし、本業務の配置予定管理責任者は必ず出席するものとする。

(ウ)ヒアリングは1グループ約30分（説明15分、質疑15分程度）を予定し、順次個別に行う。

(エ)説明は提出された提案書等の書類をもとに行うものとし、提案書等以外の資料提示や配布は認めない。

(オ)ヒアリングを正当な理由なく欠席した参加者は、本件プロポーザルを無効とする。

ただし、悪天候、社会情勢の変化、出席予定者の事故等、審査委員会委員長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合はこの限りではない。

※プロポーザル参加者が一定数以上となった場合、書類審査のみとしヒアリングは行わない。なお、その際の詳細は別途プロポーザル参加者に通知する。

② 審査項目・基準及び配点

別表のとおり。

③ 受託候補者の特定

(ア) 審査委員は、それぞれの提案書等の内容について、6段階評価にて別表に基づき採点を行う。

(イ) 前項の採点終了後、採点の取りまとめを行う。

(ウ) 前項の採点取りまとめ結果に基づき、各審査委員の合計点が最も高いプロポーザル参加者を受託候補者、次順位の者を次点候補者として、審査委員会の審議により特定する。

(エ) 評価点が6割に満たない者は、原則として受託候補者として特定しない。ただし、審査委員会の審議により、採択にあたっての条件を付したうえで、受託候補者とすることができる。

(オ) 採点された評価の集計点が同点の場合の選定について

A) 各審査委員の評価で1位が多い者を優先する。

B) A)が同数の場合は、審査委員会委員長が高い評価をしたものを優先する。

(カ) 評価及び評価係数

評価	評価係数（6段階評価）
優れている	配点×1.0
やや優れている	配点×0.8
普通	配点×0.6
やや劣る	配点×0.4
劣る	配点×0.2
提案書等に記載がない	配点×0.0

(キ) 審査結果については、全プロポーザル参加者に対して郵送により書面で通知する。

なお、非特定の理由について、通知日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面（様式は任意）での説明の求めがあった場合は、書面を受理した日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面により回答する。また、審査結果についての電話での問合せには応じないものとする。

(2) プロポーザル参加者が1者である場合の措置

プロポーザル参加者が1者であっても、ヒアリング並びに審査を行うものとする。

(3) 結果の公表

審査委員会における審査の結果については、参加者に対する審査結果の通知後に仙台市ホームページにて公表する。

(4) 提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

契約締結までの手続き期間中に仙台市より指名停止措置を受けた場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。なお、特定された受託候補者が、参加資格を失った場合には、次点候補者と手続きを行うものとする。

- ① 提案書等の提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平を害する行為があった場合
- ④ 本要項2(4)に示す業務委託料上限額を超える見積を積算した場合
- ⑤ 本要項4に示す参加資格を欠くことになった場合

7. 契約方法

- ① 契約については、受託候補者と協議のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。
- ② 本業務の契約は、発注者の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間もしくは業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更できるものとする。
- ③ 特定された受託候補者がやむを得ない理由で契約交渉ができない場合は、次点候補者と手続きを行うものとする。

8. 著作権について

契約業務に伴って、発注者が取得した資料、図、イラスト、報告書などの成果物に係る著作権は、その引き渡し時に、発注者に無償で譲渡するものとする。

また、写真、イラスト等の著作物については、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権人格権を主張しないものとする。

写真、イラスト、地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面等で確認を行うこと。

9. その他

(1) 提出書類等の取扱い

- ① 提出された書類等は、返却せず、発注者の責任において処分する。
- ② 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- ③ 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- ④ 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類一式を一旦持ち帰り、改変された書類を含め、書類一式を改めて提出すること。
- ⑤ 提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。

(2) 応募の辞退

参加表明書等の提出後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。ただし、提案書等を提出したのち、提案書等の提出期限日後は原則として辞退を認めない。

(3) 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

(4) 配置予定者の変更

様式第6号、第7号に記載した配置予定者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと

認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(5) その他

本要項に定めのない事項については、発注者の指示によるものとする。

10. 担当部署

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-6-11 日本生命仙台勾当台ビル2階

仙台市建設局全国都市緑化フェア推進室

電話番号 022-214-8796 (直通)

FAX 022-214-8714

電子メールアドレス ken010225@city.sendai.jp

審査項目	審査基準	配点
1 業務の理解度		10
(1) 業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市が提示するネットワークの主旨や業務目的を理解した提案となっているか。 	10
2 実施体制等		20
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容に対して、遂行可能な人員が確保されているか。 ・ 管理責任者および担当者が配置され、役割分担が明確かつ適切であるか（再委託先を含む）。 ・ 市民・企業等が参画する事業の実績があるか。 	10
(2) 業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容、実施体制を踏まえ、適切かつ確実に遂行できる具体的な業務スケジュールが示されているか。 	10
3 提案内容		60
(1) ネットワークで必要とする仕掛けやスキームの提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市が提示する主旨に沿った内容か。 ・ ネットワーク参加者同士の連携がイメージできる内容となっているか。 ・ 実現可能な内容となっているか。 	25
(2) ネットワークへの参加勧奨に向けた広報計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> ・ ターゲットの提示、また、その対象に対し効果的、戦略的な内容となっているか。 ・ 企業のCSR活動など、参加メリットがイメージできる提案となっているか。 	15
(3) 試行的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)の提案と連動した内容で、3月実施予定のイベントで実現可能な提案となっているか。 ・ 有効な検証方法が提示されているか。 	10
(4) WEBサイト（協働・連携ポータルサイト）の機能の立案、構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲載予定のコンテンツや機能と、その目的がわかりやすい提案となっているか。 	10
4 見積の妥当性		10
(1) 見積の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容も含め、業務内容に対して積算根拠の整合性が取れており、見積金額が妥当であるか。 	10
合 計		100